

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年11月12日

千葉地方法務局館山支局 登記官 杉野雅幸

記

- 1 手続番号
第0404-2021-0090号
第0404-2021-0099号
第0404-2021-0105号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
館山市船形字上ノ塚1240番
館山市船形字田町474番
館山市北条字仲町1108番